

一般 長崎県設備設計事務所協会入会規程

社団法人

- 第 1 条 定款 6 条及び定款細則第 6 条により正会員、準会員、賛助会員の入会規定を定める。
- 第 2 条 この法人の正会員、準会員、賛助会員として入会を希望する者は、入会申込書
- 1 通を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 2 理事会において入会の承認があったときは、会長名により本人に通知する。
- 第 3 条 正会員、準会員、賛助会員の入会申込書は、次の様式とする。
- (1) 正会員入会申込書・・・・・・・・様式・1
 - (2) 準会員入会申込書・・・・・・・・様式・2
 - (3) 賛助会員入会申込書・・・・・・・・様式・3
- 第 4 条 入会承認のあった会員は、会員名簿に登録する。
- 第 5 条 本会の正会員は入会と同時に、社団法人日本設備設計事務所協会の正会員として入会するものとする。
- 第 6 条 正会員から、その事由を記載した休会届が提出され、理事会においてやむを得ないと認められるときは、休会できる。但し休会期間は休会届け承認後3年以内とする。
- 2 その場合の当該年度の年会費は、免除する。
- 第 7 条 この規定は、会長が理事会の議決を経て改廃することができる。